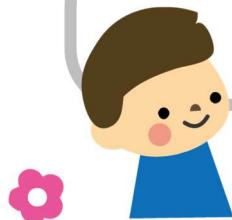
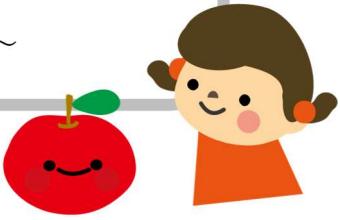


五所川原市

令和8年度 保育所等、幼稚園等入所申込みのしおり



～保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育を利用したい方～



保育所等とは



※保育所等・・・保育所、認定こども園（保育）、地域型保育
お仕事等のため家庭で子どもを保育できない保護者に代わって、子どもを保育する施設です。
そのため、**保育を家庭で受けることが困難な子ども**以外は保育を利用できません。

幼稚園等とは



※幼稚園等・・・幼稚園、認定こども園（教育）
小学校以降の教育の基礎をつくるために、幼児期の教育を行う施設です。3歳の誕生日を迎えた子どもであれば入園できますが、預けられる時間は保育所等よりも短く設定されています。
そのほか、保育等が必要な場合は、預かり保育等がご利用できます。

保育の必要性の認定

「子どものための教育・保育給付認定」（以下「認定」）とは、国が定める基準により、保育を必要とする理由や保育の必要量等を市が客観的に審査し、3つの認定区分のいずれかに認定するものです。教育・保育施設を利用したい場合は、必ず認定を受けていただくことになります。



教育標準時間以外でさらに
保育が必要で預かり保育を
利用する場合

施設等利用給付認定（預かり保育の無償化）
(3歳以上)

無償化給付を受けるためには別途申請が必要です。
くわしくは施設等利用給付のしおりをご覧ください。

★保育標準時間・保育短時間とは

保育所等を利用する場合、保育を必要とする理由によって利用できる最長時間が区分されます。（保育の必要量の認定）
ただし、施設が定める利用可能な時間の範囲内の利用となります。

«令和8年度の入園申込について»

希望する施設	保育所、認定こども園（保育部分）、 地域型保育	幼稚園、認定こども園（教育部分）
申込に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●子どものための教育・保育給付認定申請書 ■保育を必要とする理由を証明する書類（父母、 60歳未満の同居祖父母） ▲（該当する場合のみ）保育料、副食費徴収免 除を決定するための書類 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どものための教育・保育給付認定申請書
受付場所	子育て支援課窓口、金木総合支所、市浦総合支 所	入園希望の各施設
支給認定・入所申込 の受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・4月入園・・・令和7年12月1日（月）～令和8年1月30日（金） ・年度途中入所・・・別紙スケジュールのとおり 	
入所決定について	<ul style="list-style-type: none"> ・入園希望日の2週間～1週間前程度に決定します。 ※給付認定は原則申請から30日以内に認定することとなっていますが、状況によって30日を 超える場合もあります。 <p>※利用施設の決定は、保育の必要量と優先度を 基に、市が客観的に行います。先着順ではあり ません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※保護者と利用施設との契約になります。

○書類を**全て揃えた状態**での受付となります。

○産休・育休後に職場復帰する方は保育施設の**利用予約（事前申請）**ができます。詳しくは別紙「保育所等利
用予約のしおり」をご確認ください。なお、4月・5月入所の利用予約はできませんので、ご了承ください。

また、産休・育児休業後の職場復帰による子どもの施設入所の可能な日は、ならし保育を考慮して職場復帰
日の2週間前からとなります。産休・育児休業後の申込みの際は、産休・育児休業明けの日が証明できる書類
(育児休業期間明記の就労証明書等)が必要となります。

○保育所・認定こども園等へ通園できるのは生後8週以降となります。

（施設によって異なる場合があります）

○申請が適切かどうかを審査するため、申請書を提出していただく際に、
担当職員が家庭状況等について確認させていただきます。確認できない場
合、入所の決定ができないことがありますので、子どもの保護者の方がお
越しください。

○利用施設については、保護者の状況や希望、保育所等の状況により、市が保育
所等への振り分けを行い決定します(利用調整)。施設の定員に余裕がない場合や、
家庭での保育に欠ける状態の程度によっては希望通りの施設とはならない場合が
あります。

申込をする前に事前
に施設を見学するこ
とをおすすめしま
す！



■ 保育を必要とする理由を証明する書類

保育所等へ入所できる子どもは、両親のどちらも（両親と別居している場合には子どもを養育している者）と、60歳未満の同居祖父母が次のいずれかの事情に当てはまる場合です。

「就労」以外の場合は**保育の必要性の申立書**に以下のものを添付してください。

	必要書類	利用できる期間	保育の必要量の認定
就労（月48時間以上）	就労証明書	就学前まで	月48時間～120時間未満従事 →短時間 月120時間以上従事 →標準時間
産前8週、産後8週	母子手帳の写し	おおむね産前8週、産後8週の間	標準時間
疾病、負傷、心身障害	障害者手帳、診断書等	就学前まで	標準時間
同居または長期入院中の親族の介護・看護	診断書、介護保険被保険者証	就学前まで	「就労」の場合と同じ
災害復旧	要相談	状況に応じて必要な期間	標準時間
求職活動（起業準備含む）	ハローワーク受付票の写し等	3ヶ月間（※）	短時間
就学	学生証、就学期間・就学時間がわかるもの	修了予定日の月末まで	「就労」の場合と同じ
虐待やDVの恐れがある	要相談	就学前まで	標準時間
兄弟姉妹の育児休業	就労証明書	育休終了予定日の月末まで	標準時間
兄弟姉妹の保育	母子手帳の写し	保育対象の児童が1歳になるまで	標準時間
その他市長が認める事由	要相談	要相談	要相談

※求職を理由とする場合は、利用できる期間が原則3ヶ月となります。状況に応じて3ヶ月の延長は1回のみ可能ですが、求職活動による入園期間は最長6ヶ月となり、以降は退所となりますのでご注意ください。

▲ 保育料、副食費徴収免除を決定するための書類

下記のいずれかに該当する場合、提出してください。

要件	提出が必要な書類
令和7年1月1日以降に五所川原市に転入した	マイナンバーがわかるもの、本人確認書類
同一世帯に、障害のある方がいる（申請する子どもを含む）	障害者手帳、特別児童扶養手当支給対象者であることが確認できる書類（有期認定通知書、需給証明書等）
申請する子どもの上の子どもが次のいずれかに該当する ①特別支援学校幼稚部に在籍②児童発達支援または医療型児童発達支援を利用③児童心理治療施設に通所	在園証明書（または利用していることが確認できる書類）
生活保護を受給している	生活保護証明書等

個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を行うため、課税証明書等の提出は原則として不要です。
ただし、場合によっては課税資料等の提出が必要となりますのでご留意ください。

保育料等の決定について

※「〇歳児」というのは令和8年4月1日時点の年齢です。

①0歳児から1歳児

- *保育料は、入所する子どもと同一世帯に属し、同一生計である父母の市民税額の合計で決定されます。
ただし、家計の中心者が父母以外の扶養義務者（祖父など）の場合は、その方の課税額も合算します。
※保育料決定のために必要な事項について、市の担当者が世帯や税の情報を確認します。
- *保育料は、年に2回切り替えを行います（4月…年齢区分の変更による切り替え、9月…市民税の年度変更による切り替え）。なお、市民税額を確認できない場合は、市の保育料の最高額を適用します。
- *市民税額に応じて軽減が適用される場合があります。（詳しくは保育料基準額表をご参照ください。）

②2歳児から5歳児 または 1号認定子ども

- *保育料は0円となります。ただし、3歳児以降または1号認定子どもについての通園送迎費、食材料費、行事費等は、保護者の負担になります。
- *3歳児以降または1号認定子どもについて、課税状況等（0～2歳児と同じ方法で確認）により、副食費が免除される場合があります。

届出が必要なとき

以下に該当するときは、認定申請中・認定後に関わらず別途申請・届出をしてください。（必要な書類等はお問い合わせ下さい。）

①保護者の保育を必要とする状況が変わったとき（例：就労時間や勤務先の変更）

※保護者の状況に応じて認定区分が変更となります。

②住所、氏名、世帯状況、主となる連絡先等が変わったとき

③子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証と別に、支給認定証の交付を受けたいとき

④利用施設を変更したいとき

⑤住民税申告をしたとき

お問い合わせ先

住 所：〒037-8686

五所川原市字布屋町4 1番地1 五所川原市福祉部子育て支援課保育係

電話番号：0173-35-2111 内線 2486・2487・2488

五所川原市ホームページ：「健康・福祉」→「児童福祉」→「教育・保育施設の利用について」

